

1節 健康づくり活動の推進

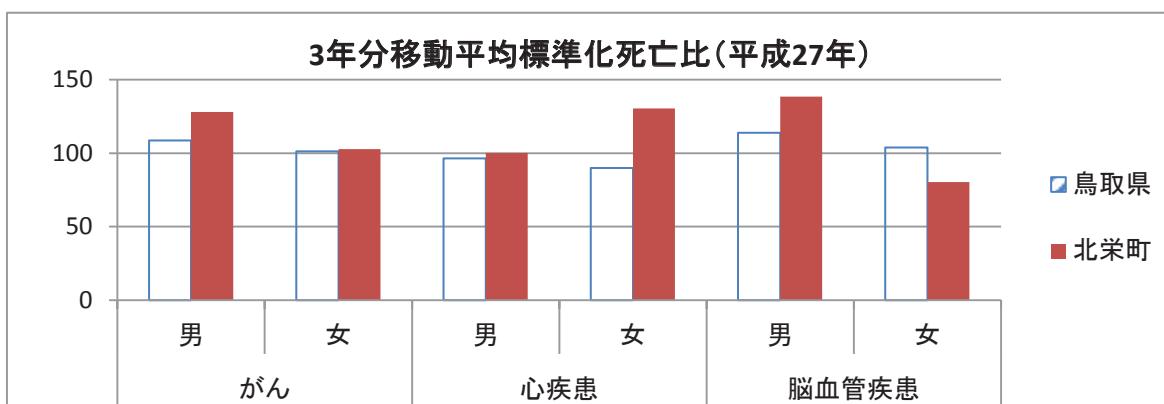
【現状と課題】

健康づくりには「運動」、「食事」、「心の健康」が基本となります。近年生活が便利になり、歩くことが少なくなってきており、身体を動かす機会の減少につながっています。

食の多様化は生活が便利になる反面、食の乱れとなっています。また、多忙な仕事、人間関係の希薄な社会では、地域・職場・家族間のコミュニケーションが希薄になる傾向があり、心の健康を脅かす要因となっています。

健康づくりを「生き方としての健康」ととらえ、健康推進員が中心となった自治会での健康づくりの推進、食生活改善推進員や健康サポート等の住民主体の健康ボランティア活動を進め、地域・組織・行政等が連携して、健康づくりを推進していくことも大切です。地域・組織・行政等が連携し推進していくことが大切です。

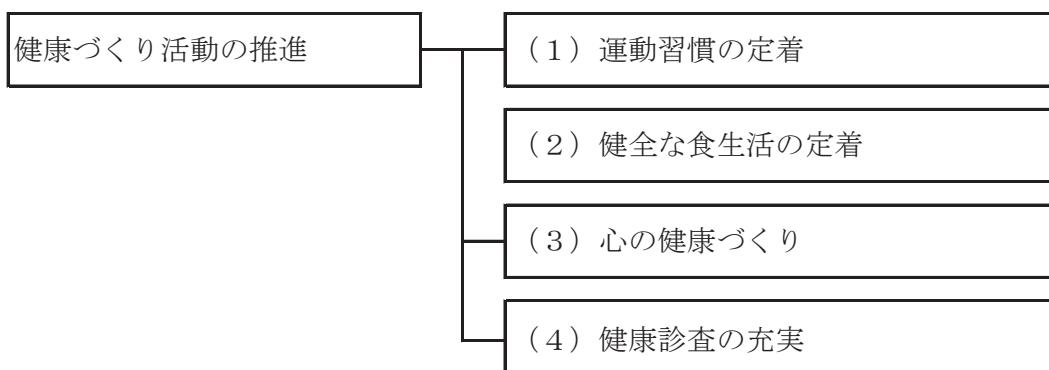
生活習慣病の早期発見、予防には健康診査やがん検診を受診し、結果に基づく生活習慣の見直しや改善、医療機関受診などの措置が必要ですが、検診の受診率の向上、生活習慣改善の行動実践につながっているとはいえない。子どもの頃からの良い生活習慣の確立も含め、町民のより一層の意識の高揚のための取組が必要です。



【施策の基本方向】

- 若い世代から高齢者まで健康に気を配り、職場や地域における健康づくりに取り組みます。
- 健康意識の高揚を図るとともに、子どもの頃から生涯を通じた健康的な生活習慣を確立するための支援、相談、病気の発症予防を推進し、健康寿命の延伸や医療費の削減を目指します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 運動習慣の定着

- ・ウォーキングなどの軽い運動を継続して行うことで健康の維持増進を図ります。
- ・スポーツクラブとの連携で運動できる環境整備を図ります。

(2) 健全な食生活の定着

- ・「命」に係る「食」を再認識し、食生活改善推進員等と連携しながら食を育むよい食生活習慣を推進します。
- ・子どもが、食べることから命の大切さを学ぶなど、家庭、地域、行政、こども園、学校その他関係団体が連携して食育を推進します。

(3) 心の健康づくり

- ・生活リズムを整え、十分な休養時間の取れる生活習慣を推進します。
- ・心の病気や自死の予防啓発を行い、心の病気の早期発見と対応を推進します。

(4) 健康診査の充実

- ・休日健診や医療機関健診を実施するなど、受診しやすい環境に努めます。
- ・特定健診（生活習慣病に着目）の結果に基づき、一人ひとりに応じた健康教室、相談、家庭訪問指導等による健康支援を充実します。
- ・健康診査受診率向上のための取組を各種団体や自治会と連携して推進します。

【施策の目標】

| 項目 | 平成26年度の実績 | 平成32年度の目標 | 備考 |
|-------------------------|-----------|-----------|--|
| 週2回以上30分以上の運動をする人の割合 | 30.6% | 50.0% | 生活習慣アンケート (H27年3月) |
| 朝食を毎日食べる人の割合（20～30歳代男性） | 55.3% | 80.0% | |
| 睡眠で休養が取れている人の割合 | 81.7% | 90.0% | |
| 食生活改善推進員組織数 | 45自治会 | 63自治会 | 全自治会での組織を目標 |
| 特定健診の受診率 | 37.2% | 50.0% | 特定健康診査等実施計画 第3期（H30年4月策定） |
| 就寝時間が11時以降の割合（小学5年生、平日） | 11.2% | 5.0% | H26年度家庭の協力アップアンケート ※「毎日」には「だいたい毎日」を含む |
| 朝食を毎日食べる人の割合（児童） | 86.6% | 100.0% | |
| 朝食を毎日食べる人の割合（生徒） | 85.4% | 100.0% | |

【用語解説】

*1 標準化死亡比

年齢構成が異なる地域の死亡率を比較するための指標。全国平均の死亡率を100（基準値）とし、基準値より大きい場合は全国平均より死亡数が多いことを表す。

1節 地域福祉の充実

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化の急速な進行と、個人の価値観の多様化により、家庭や地域で支え合う社会的なつながりが希薄になってきています。

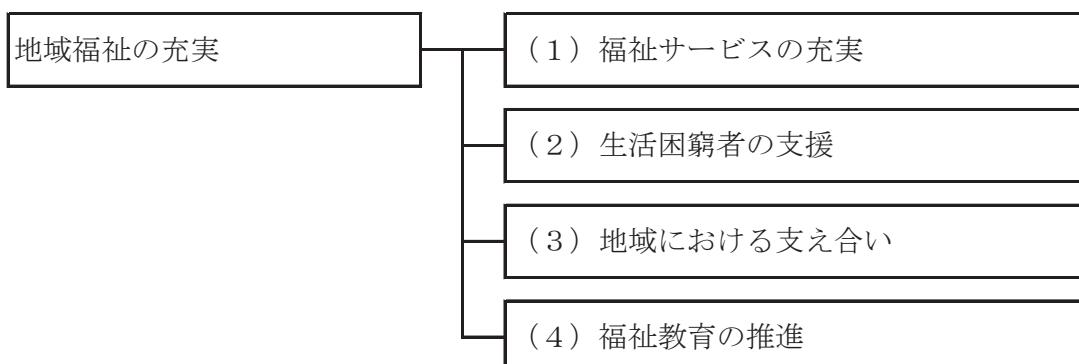
さらに、長引く景気の低迷は地域における生活環境にも様々な影響を及ぼし、自死、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが大きな社会問題となってきています。

このような社会状況の中、子どもから高齢者まで全ての町民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、家族だけでなく地域や行政が関わって支え合う取組が求められています。

【施策の基本方向】

- ・地域共生社会の実現を目指して「コミュニティ（自治会を含む）」「地域」「町」がそれぞれの力を合わせ、協働して取り組む地域福祉ネットワークづくりに努めます。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 福祉サービスの充実

- ・地域の生活課題とその解決に向け、必要なサービスが実施できるよう住民との課題共有や福祉サービスの充実に努め、安心安全な地域生活の支援を推進します。

(2) 生活困窮者の支援

- ・生活困窮の状況に陥った世帯に対して、生活保護法や生活困窮者自立支援法などに基づき、その最低限度の生活を保障するとともに、相談体制を充実させ、就労支援や関係機関との連携など個々の状況に応じた支援を適切に実施し、自立助長を図ります。

(3) 地域における支え合い

- ・「一人で悩まずに、まずは相談」できる地域をつくるため、福祉事務所を拠点に関係機関が連携し、相談を受け入れる体制づくりに努め、個々のケースに適切なサービスを提供します。
- ・社会福祉協議会などと連携し、地域住民の積極的な参加によるネットワークづくりを推進し、高齢者や障がいのある人が孤立しない地域ぐるみの交流や助け合いを実践します。

(4) 福祉教育の推進

- ・「総合的な学習の時間」などを活用し、地域福祉について理解を深め、ボランティア活動等に積極的に参加できる児童・生徒を育て、福祉施設の訪問やボランティア体験など、体験的な学習の機会を拡充します。
- ・住民が地域福祉に关心を持ち、積極的に地域の支え合いの活動に参加できるよう、生涯学習活動などを通じて、障がいのある人や高齢者の暮らしや、地域の福祉課題などについて考え、豊かな福祉観と幅広い視野を身につけるための学習の機会を拡充します。

【施策の目標】

| 項目 | 平成26年度の実績 | 平成32年度の目標 | 備考 |
|--------------------------|-------------------|-------------------|---|
| 福祉ボランティアの活動に参加している人の割合 | 10.4% | 25.0% | 町民アンケート |
| 困りごとについて相談できる人がいる人の割合 | 68.1% | 100.0% | 町民アンケート |
| 福祉教育に取り組む学校、自治会等の数及び実施回数 | 全ての小中学校 3~4回/年 | 全ての小中学校 5回以上/年 | 福祉施設との交流、擬似体験学習、高齢者との交流、養護学校との交流、手話学習など |
| | 11自治会 1回/年 | 全自治会 1回以上/年 | 認知症、精神障がいに係る講演会など |

※上記のほか、本町内では半数以上の自治会で行われる「いきいきサロン」、地域で行われる敬老会や運動会などの機会を通じて地域や施設（グループホーム）などの高齢者との交流が行われています。

2節 高齢者福祉の充実

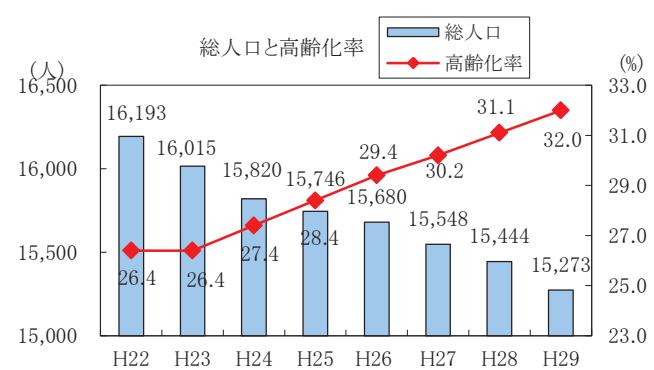
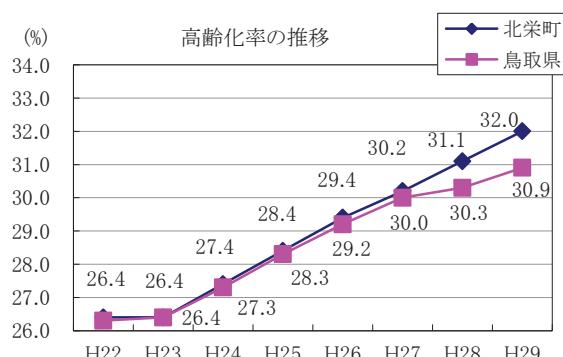
【現状と課題】

総人口は、年々減少していますが、高齢者数（65歳以上）の増加により、高齢化率が上昇しています。また、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者など支援を必要とする高齢者の増加に伴い生活支援の必要性が高まっています。

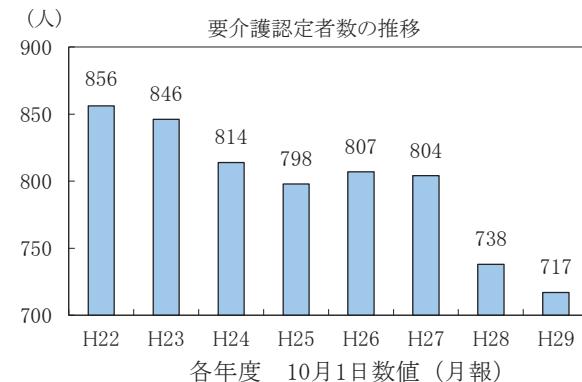
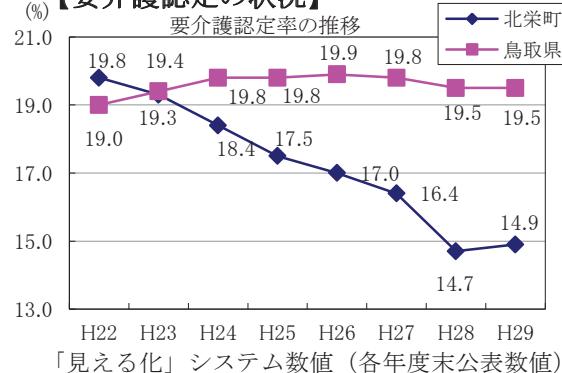
要介護認定者、認定率^{*1}については、介護予防事業の取り組みの成果により減少傾向にありますが、要介護認定者に占める介護度の重度化が進んでいます。

これらの課題の解決に向けて、介護や医療の必要性になっても、いつまでも住み慣れた家庭や地域で自立した生活を続けていくよう、また高齢者自らが介護予防に積極的に取り組んでいけるよう高齢者を地域全体で支えるネットワーク機能の充実を図ることが必要です。

【高齢化の状況】各年10月1日数値



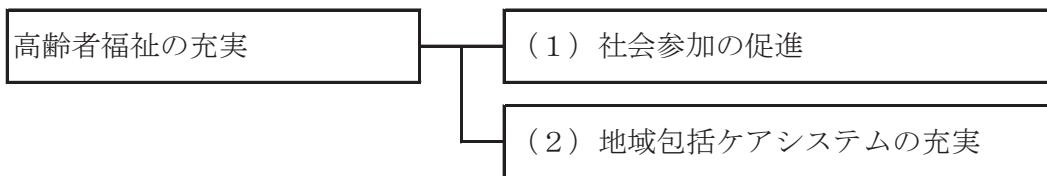
【要介護認定の状況】



【施策の基本方向】

- ・高齢者自らが主体的に社会活動に参加し、いつまでも健やかな生活を営むことができるまちづくりを進めます。
- ・高齢者の要介護度が重度になっても、また、認知症高齢者が増加しても住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援などのサービスが一貫的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 社会参加の促進

- ・認知症や介護予防について啓発を図るとともに、閉じこもりを予防し、地域で高齢者が交流できる場の提供を支援します。
- ・高齢者クラブ等の自主的な団体の活動を支援します。
- ・高齢者の持つ経験と地域のつながりを促進するために、子どもたちとの関わりを持つ場を提供するなど、様々なボランティア活動や地域活動への参加を推進します。

(2) 地域包括ケアシステムの充実

- ・高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けることができる地域を構築するため地域包括支援センターの機能充実・強化を図り、医療機関との連携に取り組みます。また、地域ケア会議を活用し地域の課題整理を行うとともに地域資源の発掘と充実を図ります。
- ・若年性認知症対策にもつながる早期の段階からの認知症の発見や適切な診断と対応が可能な体制の整備を進めます。併せて、地域全体で認知症高齢者やその家族を支援するネットワークを構築し、認知症高齢者が尊厳を保ちながら生活できる体制を推進します。
- ・高齢者の在宅生活を支えるための生活支援サービスについて、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動やN P O、ボランティア、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による生活支援サービスの提供体制を推進します。また、住民主体で参加しやすく地域に根ざした介護予防を推進し、介護予防の普及啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。
- ・高齢者の閉じこもりなど多様な問題に対し、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。
- ・移動サービスの充実により、閉じこもり予防と生活範囲の拡大を図ります。

【施策の目標】

| 項目 | 平成26年度の実績 | 平成32年度の目標 | 備考 |
|-----------|-----------------|--------------|----------------------------------|
| 要介護認定率 | 17.9% | 17.6% | 第7期北栄町介護保険事業計画・高齢者福祉計画(H30年3月策定) |
| 認知症サポーター | 1,954人 | 4,174人 | 過去5年間実績値から推計 |
| いきいきサロン | 42自治会 1.7回/月 | 全自治会 2回/月 | |
| こけないからだ講座 | 13自治会 | 31自治会 | 各年度3地区実施 |

【用語解説】

*1 要介護認定率

介護保険第1号被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合。

3節 障がい者福祉の充実

【現状と課題】

平成24年6月「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。これは、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスの提供や支援について、総合的かつ計画的に行われるることを法律の基本理念として新たに掲げられたことによるものです。しかし、いまだ障がいのある人に対する地域の理解は未だ十分とはいえない状況にあり、今後もさらに啓発活動の充実を図り、偏見や差別などをなくしていくことが必要です。

また、障がいのある人が地域で日常生活を送るために必要な福祉サービスについても、社会資源は十分とはいえず、生活の質を高めるために必要な福祉サービスが必要に応じていつでも受けられるよう一層の充実が求められ、社会資源に関する情報発信を推進する必要があります。

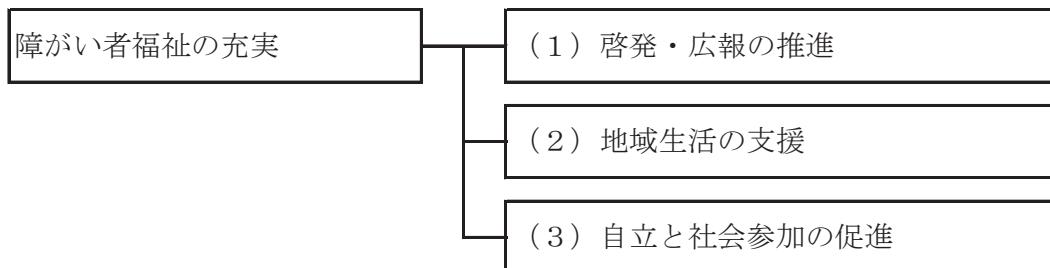
さらに、障がいのある人の自立した社会生活を支援するためには、交流の場、学習や就労の機会の確保が重要であり、視覚障がいや聴覚障がいに配慮した情報提供、コミュニケーション支援や就労移行支援などの福祉サービスの充実が必要です。

あわせて、障がいのある人の活動の場を広げ、自由な社会参加を促進していくためには、不特定多数の人が利用する公共的な施設のバリアフリー化、施設の段差の解消や点字ブロッケの設置、多機能トイレの設置などユニバーサルデザインによるまちづくりを推進する必要があります。

【施策の基本方向】

- ・障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることのできる環境を整備し、障がいのある人もない人も、ともに暮らし、自立し、社会参加できるまちを目指します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 啓発・広報の推進

- ・広報誌、ホームページなどを活用した啓発・広報活動を継続的に行います。
- ・障がいのある人への理解が深まるよう福祉教育やボランティア活動の活性化に取り組みます。
- ・障がいに対する偏見を人権問題として位置付け、人権研修の一環として啓発に努めます。

(2) 地域生活の支援

- ・障がい者地域生活支援センター^{*1}に相談員を継続設置し、相談体制や情報提供を一層充実します。
- ・障がい者地域自立支援協議会や家族会などの機会をとらえ、地域での生活に必要な障がい福祉サービスについて意見を伺い、支援体制の整備を図ります。
- ・障がいのある人に配慮した情報提供を行えるよう体制整備に努めます。

(3) 自立と社会参加の促進

- ・当事者や家族の会を支援し、交流や学習の場を広げます。
- ・障がいのある人の雇用促進のため、関係機関と連携し、就労支援に努めます。
- ・移動サービスの充実を図り、生活範囲の拡大を促進します。
- ・障がいのある人をはじめとするすべての人にやさしいまちづくりを推進するため、時期をとらえて公共施設のバリアフリー化を検討するとともに、町全体で福祉のまちづくりに関する理解が深まるよう意識の高揚に努めます。

【施策の目標】

| 項目 | 平成26年度の実績 | 平成32年度の目標 | 備考 |
|-----------------------------|-----------|----------------|---|
| 施設入所者数 (施設入所者の地域生活への移行) | 41人 | 38人 | 北栄町障がい福祉計画 (第5期) 及び障がい児福祉計画(第1期) ※平成30年3月策定 |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 | 0か所 | 1か所 (中部圏域で) | 同上 |
| 福祉施設から一般就労への移行者数 | 5人 | 8人 | 同上 |

【用語解説】

*1 障がい者地域生活支援センター

地域生活の支援を必要とする身体・知的・精神障がいやその他障がい（発達障がい、高次脳機能障がいなど）のある人（児童も含む）に地域で安心して生活していただくための総合相談窓口。（福祉課内）

1節 結婚、出産、子育てに安心、喜びを感じられる環境づくり

【現状と課題】

核家族化の進行、合計特殊出生率^{*1}の低下、及び未婚率の上昇など、社会、経済情勢の変化の中、結婚や子育てへの不安は大きく、支援対策の充実が必要です。若者が結婚、子育てに関心を持つように地域で応援する体制が必要で、独身者情報共有、出会いの場の提供など、地域で支援することも必要です。

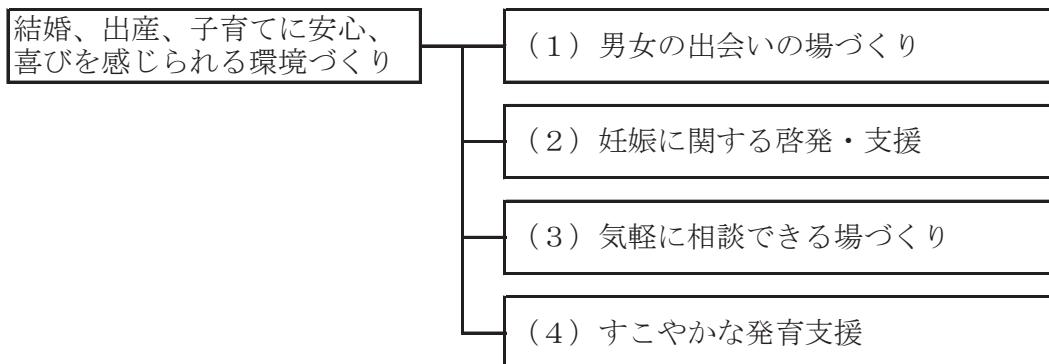
また、すべての子育て家庭の状況把握に努め、親の子育て不安感を軽減したり、子どもの発達状況なども気軽に相談できるような体制の充実が必要です。そのため妊娠・出産・子育てについての総合的な相談窓口の子育て世代包括支援センター（ネウボラ）^{*2}を中心に、こども園・保育所、子育て支援センターなどにおける保護者支援や家庭訪問、乳幼児健診の情報共有など、関係する機関が連携し児童虐待の防止にも努めていく必要があります。

さらに、就学前保育・教育の質の向上、保護者支援を充実することが必要です。

【施策の基本方向】

- ・子どもを産み育てるに喜びを感じられ、子どもがいることで元気があふれるまちづくりを推進します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 男女の出会いの場づくり

- ・結婚の意思がある若い世代の希望の実現を図るため、男女の出会いの場を提供します。
- ・結婚に対する意識の向上を高めるような体験型の取組を行い、みんなで結婚を応援する体制づくりに努めます。

(2) 妊娠に関する啓発・支援

- ・思春期からの体づくりやライフサイクルを考えて妊娠出産できるよう妊娠適齢期について啓発します。
- ・妊娠婦一般健康診査の受診・不妊治療を支援します。
- ・親として子育てに関わることの楽しさと必要性について、積極的に啓発します。
- ・子育てへの男性の参画を啓発します。

(3) 気軽に相談できる場づくり

- ・安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。
- ・妊娠届け時の初回面接を大切にし、気軽に相談できる場づくりに努めます。
- ・妊娠婦・乳幼児への訪問や集いの場を充実します。

(4) すこやかな発育支援

- ・公立全園、幼保連携型認定こども園への移行により「子育ち」「子育て」への総合的支援を行います。
- ・発育、発達に心配の見られる子どもに早期で適切な対応が行われるよう、健診や相談体制を充実し関係機関とのネットワークを強化します。
- ・子ども一人ひとりの状況に応じた支援を的確に切れ目なく行うための体制・連携を整備します。
- ・個々に応じたきめ細やかな関わりや豊かな体験活動、集団活動で発達を保障します。

【施策の目標】

| 項目 | 平成26年度の実績 | 平成32年度の目標 | 備考 |
|--------------------------------|-----------|-----------|------------------------|
| 成婚数 | — | 2組/年 | しあわせ♡創生事業参加者のうち成婚に至った数 |
| 妊娠適齢期という言葉を知っている人の割合 | — | 75% | 成人式アンケート |
| 育児について相談したり、話したりする人があると答える人の割合 | — | 100% | 3歳児健診時にヒアリング |

【用語解説】

*1 合計特殊出生率

一人の女性が生涯産む子どもの数を推計したもの。

*2 子育て世代包括支援センター（ネウボラ）

妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援を行う総合窓口（教育総務課内）。ネウボラとは、フィンランド語でアドバイスを受ける場（neuvo=アドバイス la=場所）の意味。

2節 子育てと仕事の両立支援

【現状と課題】

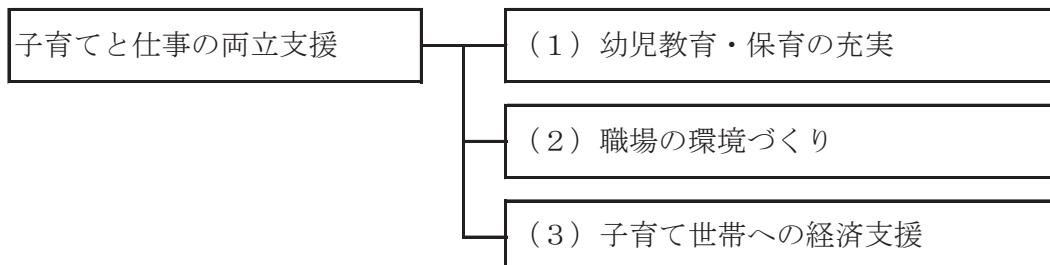
女性の社会進出意欲の高まりや経済情勢の変化など、社会環境の変化とともに家庭における子育て環境が大きく変わってきています。中小企業の多い本町では、育児休業など子育て支援制度が十分ではない事業所もあり、子育てより仕事を優先せざるを得ない環境もあります。

また、子どもの年齢に応じた発達を保障するためにも家庭や地域の教育力を高めなくてはなりません。事業所や自営業者に対してはワーク・ライフ・バランス^{*1}の啓発を行い、町は支援サービスの充実として、延長保育、病児・病後児保育、休日保育、放課後児童クラブを設置するなど、地域全体で子育て家庭を見守り、子どもの成長に关心を持つ環境の充実がますます必要です。

【施策の基本方向】

- ・子育てを総合的に支援し、働くことと子育てを両立できる社会の実現を目指します。

【施策の体系】



【施策の内容】

(1) 幼児教育・保育の充実

- ・子育てと仕事の両立を支援するサービスを提供し子育て家庭の負担軽減と、子育てしやすい環境を整備します。
- ・学童保育を拡充し、放課後における児童の健全育成を推進します。

(2) 職場の環境づくり

- ・育児に男性も関わることの大切さ、男女共同参画意識の浸透で職場環境の改善を啓発します。
- ・育児休業制度の整備など、職場における子育てへの理解と意識向上を図ります。

(3) 子育て世帯への経済支援

- ・子育て家庭の経済的負担を軽減するために、子育て世帯に対して財政的支援を行います。

【施策の目標】

| 項目 | 平成26年度の実績 | 平成32年度の目標 | 備考 |
|---------------|-----------|-----------|------|
| 子ども園入所待機児童数 | 0人 | 0人の継続 | |
| 放課後児童クラブ待機児童数 | 0人 | 0人の継続 | |
| 男性の育児休暇制度取得率 | — | 10% | 町内企業 |

【用語解説】

*1 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と家庭の両立」の意味で、仕事と私生活が充実感を持って選択実現できる社会づくりのこと。